

第 20 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日

令 和 7 年 1 月 24 日

開 催 場 所

行 田 市 産 業 文 化 会 館 第 2 会 議 室

開 議 時 刻

9 時 00 分

閉 議 時 刻

9 時 57 分

会 長

藤 間 光 治

会長代理

中 村 賢 一・伊 東 普 丈

農
業
委
員
出
席
状
況

議席
番号

氏 名

摘 要

議席
番号

氏 名

摘 要

1

藤 間 光 治

出 ○ 席 欠 席

9

新 井 健 一

出 ○ 席 欠 席

2

中 村 賢 一

出 ○ 席 欠 席

10

関 口 浩 幸

出 ○ 席 欠 席

3

寺 田 浩 市

出 ○ 席 欠 席

11

伊 東 普 丈

出 ○ 席 欠 席

4

赤 羽 修 一

出 ○ 席 欠 席

12

田 口 隆 一

出 ○ 席 欠 席

5

高 澤 克 芳

出 ○ 席 欠 席

13

宮 崎 薫

出 ○ 席 欠 席

6

川 島 悦 男

出 ○ 席 欠 席

7

太 田 実

出 ○ 席 欠 席

8

間 々 田 英 治

出 ○ 席 欠 席

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①	長谷川 浩	出○席 欠席	⑪	中村 彰男	出○席 欠席
	②	西村 浩一	出○席 欠席	⑫	堀口 晴義	出○席 欠席
	③	石島 稔	出○席 欠席	⑬	秋山 玉江	出○席 欠席
	④	浜山 陽子	出○席 欠席	⑭	宇田川 はる江	出○席 欠席
	⑤	森田 一男	出○席 欠席	⑮	江川 直一	出○席 欠席
	⑥	小林 勝	出○席 欠席	⑯	寺田 正彦	出○席 欠席
	⑦	江袋 年史	出○席 欠席	⑰	島寄 典緒	出○席 欠席
	⑧	新藤 雄作	出○席 欠席	⑱	荻原 増夫	出○席 欠席
	⑨	長島 孝	出○席 欠席	⑲	諸貫 達也	出○席 欠席
	⑩	高沢 宗春	出席 欠○席	⑳	木村民 夫	出○席 欠席
関係者				書記	局長	小林 誠
					次長	広田 敦史
					主事	高澤 茉鈴

1 開会	事務局長	開会宣告（9：00）
2 会長あいさつ	会長	あいさつ
3 議長選出		農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）
4 議事録署名人の選出	議長	議事録署名人の選出についてですが、赤羽委員、高澤委員両名にお願いいたします。
5 議事		それでは、これより議事に入ります。
「議案第1号」		はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。
農地法第3条第1項		事務局より説明をいたさせます。
の規定による許可申請	事務局次長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。
書に対する審議について		議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、3件となっております。
		進行番号1でございますが、小針〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、深谷市榛沢〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する小針字屋敷前〇〇〇〇番〇、地目：田、436㎡ 外1筆、計495㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。ページの左側の斜線箇所が太田小学校の西に位置する小針地内のご覧の農地でございます。
		次に進行番号2でございますが、小針〇〇〇〇番地 〇〇 〇さんが、小針〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する小針字屋敷前〇〇〇〇番〇、地目：畑、226㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。ページ右側の斜線箇所の大きな長方形部分で、太田小学校の南に位置する小針地内の集落内農地でございます。
		次に進行番号3でございますが、荒木〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、代表を務める法人の〇〇〇〇〇〇〇〇が所有する荒木字土手〇〇〇番、地目：田、899㎡ 外12筆、計7,753㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。
		場所につきましては、位置図の2ページから4ページをご覧ください。2ページが秩父鉄道武州荒木駅の東側に位置する農振農用地でございます。3ページが県道熊谷羽生線と佐野行田線の北に位置するご覧の農地でございます。4ページが見沼中学校の北に位置するご覧の農地でございます。
		以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。

『議案第２号』 農地法第４条第１項の規定による許可申請書に対する審議について	議長	以上、説明とさせていただきます。 事務局から議案第１号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	議長	(なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第１号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。
	議長	(全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第１号は承認することといたします。
		次に、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。
	事務局次長	事務局より説明をいたさせます。 議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の１ページをお願いします。議案第２号は、１件となっております。 進行番号１は、小針〇〇〇〇番地 〇〇 〇さんが、自己所有の小針字屋敷前〇〇〇〇番〇、地目：畑、〇〇㎡について、通路敷にしたいとして申請があったものです。 申請人は、現在、近隣で農薬、肥料、米、ガス等の販売店を家族で経営しておりますが、高齢になり肥料を配達するなどの力仕事が大変になってきたことから長男に商店の営業を任せて、野菜作りに専念したいと考え、農業用倉庫の建築を計画いたしました。農業用倉庫を建築する場所は次の議案第３号になりますが、本件は接道となる西側の市道から農業用倉庫の敷地に行く途中までの通路敷になり、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の１ページをご覧ください。ページ右側の斜線箇所の細長い部分で、太田小学校の南に位置する小針地内の集落内農地でございます。 以上で議案第２号の説明を終わりますが、去る１月２０日、現地調査をしていただいておりますので、間々田委員にご報告をお願いいたします。
	間々田委員	去１月２０日、私と関口委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	議長	事務局から議案第２号についての説明及び間々田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、

『議案第 3 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について	議長 議長 事務局次長	ご質問等がありましたらお願いいたします。 (なし) ご意見、ご質問がないようですので議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」 ご説明申し上げます。 議案書の 2 ページをお願いします。議案第 3 号は、9 件となっております。 進行番号 1 でございますが、藤原町〇丁目〇番地〇ー〇号棟〇〇〇号室 〇〇 〇〇さんが、堤根〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さんが所有する堤根字代官田通〇〇〇番〇、地目：畑、2 8 2 m²について、売買により住宅 1 棟 8 2 . 8 1 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、独立した住居を構えたいと住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。武蔵水路の東に位置する堤根地内の集落内農地でございます。 なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると、面積は 3 4 5 . 8 3 m²になる予定でございます。 次に進行番号 2 でございますが、本庄市本庄〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇さんが、前谷〇〇〇〇番地 〇〇 〇さんが所有する前谷字北通〇〇〇番、地目：田、6 0 6 m² 外 3 筆、計 2 , 8 9 1 m²について、売買により分譲住宅 9 棟、計 5 4 7 . 3 0 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、埼玉県北部を中心に住宅建築業務を行っておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 6 ページをご覧ください。ページ右側の斜線箇所で行田総合病院の東に位
--	----------------------------------	---

		置する前谷地内の集落内農地でございます。 次に進行番号３でございますが、小針〇〇〇〇番地 〇〇 〇さんが、小針〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する小針字屋敷前〇〇〇〇番〇、地目：畑、235㎡について、売買により農業用倉庫1棟、38.07㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。先程、議案第2号でご審議頂いた通路敷につながる倉庫部分の申請になりますが、野菜作りに専念するため、農業用倉庫の建築を計画したものでございます。申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。ページ右側の斜線箇所の上型の土地で、太田小学校の南に位置する小針地内の集落内農地でございます。 次に進行番号４でございますが、持田〇丁目〇番〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、犬塚〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する持田字東谷〇〇〇番〇、地目：畑、499㎡外1筆、計999㎡について、使用貸借により観光農園管理棟兼休憩所1棟、89.60㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 当案件は、先月、農業振興地域整備計画の変更についてご承認いただいた案件の転用申請でございます。 申請人は、市内に本店を置き、農産物の生産・加工・販売などを営んでおりますが、現在、市内の市街化区域内で既に1ヶ所、観光農園を開園しております。しかし、市街地に設置しているため、まとまった土地の確保が難しいことや、住宅地であるため病害虫等の周辺被害なども懸念されることから新たに申請地で観光農園の開設を目指しているものでございます。 今回の申請地につきましては、ブルーベリー畑に隣接しており、また、大通りに面していることやＪＲ行田駅からのアクセスがよいなどの立地条件が良く、利便性が高いことから選定しており、この申請地を中心として将来的には農園を拡大していくことも視野に入れているとのことでございます。 場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。ページ左側の斜線箇所下で、行田総合病院の南に位置する持田地内のご覧の農地でございます。 次に進行番号５でございますが、中江袋〇〇番地 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、個人で所有する中江袋字屋敷〇〇番〇、地目：畑、185㎡について、使用貸借により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は現在、隣接地で建築設計業を営んでおりますが、事業の進展により増員を計画しており、また、現在来客用の駐車スペースもないことから、車3台分の駐車場を作る計画をし、申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。
--	--	---

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。星川の北に位置する中江袋地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、長野〇〇〇〇番地〇 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、忍〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇さんが所有する谷郷字新田〇〇〇〇番〇、地目：田、246㎡ 外1筆、計850㎡について、賃借権により駐車場敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は現在、市内に事務所を置き、運送業を営んでおりますが、現在借りている駐車場の契約を打ち切ることになったため、新たな駐車場を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の８ページをご覧ください。県道行田市停車場酒巻線の東に位置する谷郷地内の集落内農地でございます。

次に進行番号7でございますが、東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇さんが、鴻巣市赤見台〇丁目〇番〇ー〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有
する和田字北屋敷〇〇〇番〇、地目：畑、452㎡ 外1筆、計551㎡について、売買により太陽光発電
施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、東京都に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１２０枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．５kw、年間発電量が１０万８，１７８kwh で、設備の周囲を高さ１．８mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の 9 ページをご覧ください。星川の南に位置する和田地内の集落内農地でございます。

なお、白抜きになっている部分の地目は山林であり、申請地と合計すると、面積は1, 025㎡になる予定でございます。

次に進行番号 8 でございますが、東京都豊島区池袋〇丁目〇〇番〇号ー〇〇〇号 株式会社〇〇〇〇〇〇
〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇
〇番〇、地目：畑、980㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったもので
ございます。

		申請人は、東京都に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計１６８枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の４９．５kw、年間発電量が８万２，５４０kwh で、設備の周囲を高さ１．５mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の１０ページをご覧ください。埼玉中学校の北に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。 次に進行番号９でございますが、戸田市笹目南町〇〇番〇号 有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんが、関根〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する関根字蓮ヶ原〇〇〇番、地目：田、１，５１３㎡について、使用貸借により農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。 申請人は、埼玉県内で土木工事業を営んでおりますが、今回、盛土をして農地改良を行うものでございます。 申請地はこれまでも麦・大豆を作付けしておりましたが、同じ耕作者が作付けしている隣接地よりも低いことから同じ高さにするために８０cm程盛土をする運びになったものでございます。 工事期間は６ヵ月を予定しており、申請書には隣接地権者の同意書が添付されております。 場所につきましては、位置図の１１ページをご覧ください。星川に接する関根地内の農振農用地でございます。 以上で議案第３号の説明を終わりますが、去る１月２０日、現地調査をしていただいておりますので、関口委員にご報告をお願いいたします。 去る１月２０日、私と間々田委員並びに事務局職員２名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。
	関口委員	
	議長	事務局から議案第３号についての説明及び関口委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
	中村委員	進行番号４についてですが、土地の面積に対して建物の面積が小さいようですが、残りのところは駐車場とかになるのですか。
	事務局次長	今回のこの場所では「観光農園管理棟兼休憩所」を１棟建築し、残りは駐車スペースになります。

『報告事項』	中村委員 事務局次長	その場合、また新たに駐車場として審議が必要になるのですか。 議案には主な用途として建物名しか記載がありませんが、図面には駐車場の計画も入っていますので新たに審議することはございません。
	議長	他にございますか。 (なし)
	議長	ご意見、ご質問がないようですので議案第３号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手)
	議長	挙手全員と認めます。よって議案第３号は承認することといたします。 次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。
	主事	議案書３ページをご覧ください。 (１)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手続きとなっております。 (１)「農地法第５条第１項第６号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。 本件は、３件の届出があり、転用目的は、住宅敷地、駐車場でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。 続いて、(３)「農地法第１８条第６項の規定による通知について」でございます。 本件は、６件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。 以上で報告事項を終わります。
	議長	事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しく願いいたします。 以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
6 その他	事務局長 主事	つづきまして、その他でございます。 ・全国農業新聞の領収書及び源泉徴収票について ・農業委員会手帳の配布について ・農業者年金加入推進について

7 閉会	企業誘致課 課長、主幹 農政課 課長、主査 事務局長	・ 令和 6 年度北埼玉地区農業委員会協議会研修会の開催について 研修内容『安全・安心な農産物の提供～適正な農薬使用について～』（埼玉県農林部農産物安全課） 『農地転用許可制度の概要について』（加須農林振興センター） ・ 遊休農地等に関する情報提供について ・ 澁澤寿一先生講演会について（R7. 2. 12） ・ 令和 7 年度地域計画協議の場の日程調整に係る調査について 以上をもちまして、第 2 0 回農業委員会を終了いたします。 本日は、ありがとうございました。 （ 1 0 : 5 7 ）
------	--	---

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....